

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>第 1 用語の意義</b></p> <p>この通達による用語の意義は、次による。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 「<u>二十歳未満の者</u>の表示基準」とは、<u>二十歳未満の者</u>の飲酒防止に関する表示基準（平成元年11月22日国税庁告示第9号）をいう。</p> <p>(4)～(10) (省 略)</p> <p><b>第 2 酒類と他の商品との明確な分離</b></p> <p>販売場において酒類の適正な販売管理が確保されるためには、酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されることが望ましい。</p> <p><b>1 明確な分離の啓発、明確な区分の実施指導等</b></p> <p><u>二十歳未満の者</u>の表示基準4においては、販売場で酒類と他の商品との明確な分離が行われていない場合には、酒類を他の商品と明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法により表示するものとされており、酒類業調整官又は酒類指導官（以下「酒類業調整官等」という。）は、国税局酒税課（沖縄国税事務所間税課を含む。以下同じ。）と連携の上、明確な分離に対する理解が進むよう小売業者を啓発するとともに、明確な区分について確実に実施</p>	<p><b>第 1 用語の意義</b></p> <p>この通達による用語の意義は、次による。</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) 「<u>未成年者</u>の表示基準」とは、<u>未成年者</u>の飲酒防止に関する表示基準（平成元年11月22日国税庁告示第9号）をいう。</p> <p>(4)～(10) (同 左)</p> <p><b>第 2 酒類と他の商品との明確な分離</b></p> <p>販売場において酒類の適正な販売管理が確保されるためには、酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されることが望ましい。</p> <p><b>1 明確な分離の啓発、明確な区分の実施指導等</b></p> <p><u>未成年者</u>の表示基準4においては、販売場で酒類と他の商品との明確な分離が行われていない場合には、酒類を他の商品と明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法により表示するものとされており、酒類業調整官又は酒類指導官（以下「酒類業調整官等」という。）は、国税局酒税課（沖縄国税事務所間税課を含む。以下同じ。）と連携の上、明確な分離に対する理解が進むよう小売業者を啓発するとともに、明確な区分について確実に実施するよ</p>

改正後	改正前
<p>するよう指導する。</p> <p>なお、酒類業調整官等は、販売場において<u>二十歳未満の者</u>の表示基準が遵守されていない場合には、小売業者及び販売管理者に対して、<u>二十歳未満の者</u>の表示基準を遵守するよう強く指導するとともに、当該指導後においても改善されない場合には、組合法の規定に基づき厳正に対処する。</p> <p><b>2 酒類の陳列場所を設けていない販売場等における<u>二十歳未満の者</u>の表示基準の取扱い</b></p> <p>酒類の陳列場所を設けていない販売場及び通信販売酒類小売業免許を受けている販売場については、<u>二十歳未満の者</u>の表示基準4に基づく表示を行わなくても差し支えない。</p> <p>なお、通信販売酒類小売業免許を受けている販売場等において、酒類の通信販売を行う場合には、<u>二十歳未満の者</u>の表示基準7に基づく表示を行わなければならないので留意する。</p> <p><b>第3 販売管理者の選任等適正な販売管理体制の構築</b></p> <p><b>1 小売業者及び販売管理者に対する指導等</b></p> <p>酒類業調整官等は、販売場において、酒類の適正な販売管理体制の構築が図られるよう、小売業者及び販売管理者に対し、以下により指導等を行う。</p> <p>(1) 小売業者に対する指導等</p> <p>イ 新規免許付与等における指導等</p> <p>(イ) 全ての小売業者に対する指導</p>	<p>う指導する。</p> <p>なお、酒類業調整官等は、販売場において<u>未成年者</u>の表示基準が遵守されていない場合には、小売業者及び販売管理者に対して、<u>未成年者</u>の表示基準を遵守するよう強く指導するとともに、当該指導後においても改善されない場合には、組合法の規定に基づき厳正に対処する。</p> <p><b>2 酒類の陳列場所を設けていない販売場等における<u>未成年者</u>の表示基準の取扱い</b></p> <p>酒類の陳列場所を設けていない販売場及び通信販売酒類小売業免許を受けている販売場については、<u>未成年者</u>の表示基準4に基づく表示を行わなくても差し支えない。</p> <p>なお、通信販売酒類小売業免許を受けている販売場等において、酒類の通信販売を行う場合には、<u>未成年者</u>の表示基準7に基づく表示を行わなければならないので留意する。</p> <p><b>第3 販売管理者の選任等適正な販売管理体制の構築</b></p> <p><b>1 小売業者及び販売管理者に対する指導等</b></p> <p>酒類業調整官等は、販売場において、酒類の適正な販売管理体制の構築が図られるよう、小売業者及び販売管理者に対し、以下により指導等を行う。</p> <p>(1) 小売業者に対する指導等</p> <p>イ 新規免許付与等における指導等</p> <p>(イ) 全ての小売業者に対する指導</p>

改正後	改正前
<p>「酒類販売業免許通知書」及び「酒類販売業免許の条件緩和通知書」については、原則として、署幹部から当該免許の申請者又は条件緩和の申出者若しくは販売管理者への選任予定者等（以下「申請者等」という。）に対し交付することとするほか、当該交付に際して、酒類指導官は、次の事項に関する説明を集合指導（複数の申請者等を集めて説明することをいう。）又は個別指導により実施し、酒類業調整官はこれを支援する。</p> <p>なお、説明に際しては、別紙1「免許を受けた酒類小売業者の皆様へ」を参考として作成した説明文書を交付するほか、「お酒の適正な販売管理に向けて」（国税庁作成のパンフレット）等を活用するなど、効果的な実施に努める。</p> <p>A～D （省 略）</p> <p>E <u>二十歳未満の者</u>の表示基準の遵守</p> <p>F <u>20歳未満の者</u>の飲酒防止等</p> <p>(a) （省 略）</p> <p>(b) チラシ等への<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止の注意文の掲載</p> <p>(c) <u>20歳未満の者</u>の飲酒防止ポスターの掲示</p> <p>(d) （省 略）</p> <p>(e) <u>20歳未満の者</u>の飲酒防止等に資する様々な取組の奨励（レジ袋の透明化、レジ袋への<u>20歳未満の者</u>の飲酒</p>	<p>「酒類販売業免許通知書」及び「酒類販売業免許の条件緩和通知書」については、原則として、署幹部から当該免許の申請者又は条件緩和の申出者若しくは販売管理者への選任予定者等（以下「申請者等」という。）に対し交付することとするほか、当該交付に際して、酒類指導官は、次の事項に関する説明を集合指導（複数の申請者等を集めて説明することをいう。）又は個別指導により実施し、酒類業調整官はこれを支援する。</p> <p>なお、説明に際しては、別紙1「免許を受けた酒類小売業者の皆様へ」を参考として作成した説明文書を交付するほか、「お酒の適正な販売管理に向けて」（国税庁作成のパンフレット）等を活用するなど、効果的な実施に努める。</p> <p>A～D （同 左）</p> <p>E <u>未成年者</u>の表示基準の遵守</p> <p>F <u>未成年者</u>飲酒防止等</p> <p>(a) （同 左）</p> <p>(b) チラシ等への<u>未成年者</u>飲酒防止の注意文の掲載</p> <p>(c) <u>未成年者</u>飲酒防止ポスターの掲示</p> <p>(d) （同 左）</p> <p>(e) <u>未成年者</u>飲酒防止等に資する様々な取組の奨励（レジ袋の透明化、レジ袋への<u>未成年者</u>飲酒防止・飲酒運</p>

改正後	改正前
<p>防止・飲酒運転防止のための啓発表示等)</p> <p>G・H (省 略)</p> <p>(ロ) 小売業者の販売形態及び販売場の立地等に応じた指導等一般的な販売場に比べ<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止及び飲酒運転防止について格別の注意を行う必要があると認められる販売場に係る新規免許付与又は条件緩和等（以下「免許付与等」という。）の際には、当該販売場の立地、販売形態等の特殊性に鑑み、上記(イ)による指導に加え、年齢確認の徹底、<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止及び飲酒運転防止のための店内放送の実施等のほか、次の事項に関する指導を実施する。</p> <p>なお、当該指導に際しては、<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止及び飲酒運転防止の法令の遵守に係る宣言文等の店頭・店内掲示を指導するなど、効果的と考えられる様々な取組の実施について、集合指導又は個別指導により奨励する。</p> <p>A コンビニエンス・ストア</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 夜間に<u>20歳未満の者</u>の入店が多い販売場における<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止のための効果的な対策の検討及び実施</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>B スーパーマーケット</p> <p>(a)・(b) (省 略)</p>	<p>転防止のための啓発表示等)</p> <p>G・H (同 左)</p> <p>(ロ) 小売業者の販売形態及び販売場の立地等に応じた指導等一般的な販売場に比べ<u>未成年者</u>飲酒防止及び飲酒運転防止について格別の注意を行う必要があると認められる販売場に係る新規免許付与又は条件緩和等（以下「免許付与等」という。）の際には、当該販売場の立地、販売形態等の特殊性に鑑み、上記(イ)による指導に加え、年齢確認の徹底、<u>未成年者</u>飲酒防止及び飲酒運転防止のための店内放送の実施等のほか、次の事項に関する指導を実施する。</p> <p>なお、当該指導に際しては、<u>未成年者</u>飲酒防止及び飲酒運転防止の法令の遵守に係る宣言文等の店頭・店内掲示を指導するなど、効果的と考えられる様々な取組の実施について、集合指導又は個別指導により奨励する。</p> <p>A コンビニエンス・ストア</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 夜間に<u>未成年者</u>の入店が多い販売場における<u>未成年者</u>飲酒防止のための効果的な対策の検討及び実施</p> <p>(c) (同 左)</p> <p>B スーパーマーケット</p> <p>(a)・(b) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>(c) チラシ等への「<u>20歳未満の者</u>には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p> <p>C 宅配店</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) チラシ等への「<u>20歳未満の者</u>には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p> <p>(c) <u>20歳未満の者</u>飲酒防止のためのマニュアル等の作成</p> <p>D (省 略)</p> <p>E 量販店（ホームセンター、ドラッグストア、家電量販店等を含む。）</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) チラシ等への「<u>20歳未満の者</u>には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p> <p>F～H (省 略)</p> <p>(注)1 「一般的な販売場に比べ<u>20歳未満の者</u>飲酒防止及び飲酒運転防止について格別の注意を行う必要があると認められる販売場」とは、酒類を電話等により受注し、配達する方式を主とする販売場（宅配店）、酒類以外の物品の販売若しくはサービスの提供等が多く、<u>20歳未満の者</u>の入店若しくは利用が多い販売場、車両を運転する者が利用する頻度の高い販売場、医療・文教施設に近接する販売場等</p>	<p>(c) チラシ等への「<u>未成年者</u>には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p> <p>C 宅配店</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) チラシ等への「<u>未成年者</u>には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p> <p>(c) <u>未成年者</u>飲酒防止のためのマニュアル等の作成</p> <p>D (同 左)</p> <p>E 量販店（ホームセンター、ドラッグストア、家電量販店等を含む。）</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) チラシ等への「<u>未成年者</u>には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p> <p>F～H (同 左)</p> <p>(注)1 「一般的な販売場に比べ<u>未成年者</u>飲酒防止及び飲酒運転防止について格別の注意を行う必要があると認められる販売場」とは、酒類を電話等により受注し、配達する方式を主とする販売場（宅配店）、酒類以外の物品の販売若しくはサービスの提供等が多く、<u>未成年者</u>の入店若しくは利用が多い販売場、車両を運転する者が利用する頻度の高い販売場、医療・文教施設に近接する販売場等をいう。</p>

改正後	改正前
<p>う。</p> <p>(注)2 チェーン展開を行っている者に対しては、直営店への社内教育の機会及びフランチャイズ店への説明時等において<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止対策等について指導を行うよう依頼する。</p> <p>ロ～ホ (省 略)</p> <p>へ 酒類の適切な販売管理に関する周知</p> <p>酒類業調整官等は、小売業者に対し、別紙2「酒類の適切な販売管理について」を「酒類の販売数量等報告書」(様式番号CC1-5604)、「『<u>二十歳未満の者</u>の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」(様式番号CC1-3007)に同封するなどの方法により送付し、酒類の適切な販売管理に関する周知を図る。</p> <p>(2) 販売管理者に対する指導</p> <p>酒類業調整官等は、小売業者に対する助言及び従業者等に対する指導の徹底を図るほか、販売場における<u>20歳未満の者</u>の酒類の購入の防止等のための体制の整備について自ら積極的に取り組むよう指導する。</p> <p>なお、販売管理者が従業者等に対して行う具体的な指導内容を例示すると、次のとおりである。</p> <p>①・② (省 略)</p> <p>③ 酒類自動販売機の適切な管理及び<u>二十歳未満の者</u>の表示基準に基づく適正な表示</p>	<p>(注)2 チェーン展開を行っている者に対しては、直営店への社内教育の機会及びフランチャイズ店への説明時等において<u>未成年者</u>の飲酒防止対策等について指導を行うよう依頼する。</p> <p>ロ～ホ (同 左)</p> <p>へ 酒類の適切な販売管理に関する周知</p> <p>酒類業調整官等は、小売業者に対し、別紙2「酒類の適切な販売管理について」を「酒類の販売数量等報告書」(様式番号CC1-5604)、「『<u>未成年者</u>の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」(様式番号CC1-3007)に同封するなどの方法により送付し、酒類の適切な販売管理に関する周知を図る。</p> <p>(2) 販売管理者に対する指導</p> <p>酒類業調整官等は、小売業者に対する助言及び従業者等に対する指導の徹底を図るほか、販売場における<u>未成年者</u>の酒類の購入の防止等のための体制の整備について自ら積極的に取り組むよう指導する。</p> <p>なお、販売管理者が従業者等に対して行う具体的な指導内容を例示すると、次のとおりである。</p> <p>①・② (同 左)</p> <p>③ 酒類自動販売機の適切な管理及び<u>未成年者</u>の表示基準に基づく適正な表示</p>

改正後	改正前																
<p>④ ポスターの掲示、店内放送などによる<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止及び適正飲酒等の注意喚起</p> <p>⑤ <u>20歳未満</u>と思われる者に対する年齢確認の実施</p> <p>⑥・⑦ (省 略)</p> <p><b>第4 販売管理研修の受講指導等</b></p> <p><b>3 販売管理研修の定期的な受講指導等</b></p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 定期的な販売管理研修の受講の通知等</p> <p>定期的な販売管理研修の受講については、第3の1(1)へにより小売業者に対して周知を図るほか、税務署長は、次表に掲げる区分に応じ、小売業者に対して、別紙4「酒類販売管理研修について《定期研修のお知らせ》」により、販売管理者に定期的な販売管理研修を受講させるよう通知する。</p> <p>なお、署の実情に応じて、通知時期を変更しても差し支えない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前回の研修受講日</th> <th style="text-align: center;">通知時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自：平成<u>28</u>年10月1日 至：平成<u>29</u>年1月31日</td> <td style="text-align: center;"><u>令和元</u>年7～9月</td> </tr> <tr> <td>自：平成<u>29</u>年2月1日 至：平成<u>29</u>年5月31日</td> <td style="text-align: center;"><u>令和元</u>年11～12月</td> </tr> <tr> <td>自：平成<u>29</u>年6月1日</td> <td style="text-align: center;"><u>令和2</u>年3～4月</td> </tr> </tbody> </table>	前回の研修受講日	通知時期	自：平成 <u>28</u> 年10月1日 至：平成 <u>29</u> 年1月31日	<u>令和元</u> 年7～9月	自：平成 <u>29</u> 年2月1日 至：平成 <u>29</u> 年5月31日	<u>令和元</u> 年11～12月	自：平成 <u>29</u> 年6月1日	<u>令和2</u> 年3～4月	<p>④ ポスターの掲示、店内放送などによる<u>未成年者</u>の飲酒防止及び適正飲酒等の注意喚起</p> <p>⑤ <u>未成年者</u>と思われる者に対する年齢確認の実施</p> <p>⑥・⑦ (同 左)</p> <p><b>第4 販売管理研修の受講指導等</b></p> <p><b>3 販売管理研修の定期的な受講指導等</b></p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 定期的な販売管理研修の受講の通知等</p> <p>定期的な販売管理研修の受講については、第3の1(1)へにより小売業者に対して周知を図るほか、税務署長は、次表に掲げる区分に応じ、小売業者に対して、別紙4「酒類販売管理研修について《定期研修のお知らせ》」により、販売管理者に定期的な販売管理研修を受講させるよう通知する。</p> <p>なお、署の実情に応じて、通知時期を変更しても差し支えない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前回の研修受講日</th> <th style="text-align: center;">通知時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自：平成<u>26</u>年10月1日 至：平成<u>27</u>年1月31日</td> <td style="text-align: center;"><u>平成29</u>年7～9月</td> </tr> <tr> <td>自：平成<u>27</u>年2月1日 至：平成<u>27</u>年5月31日</td> <td style="text-align: center;"><u>平成29</u>年11～12月</td> </tr> <tr> <td>自：平成<u>27</u>年6月1日</td> <td style="text-align: center;"><u>平成30</u>年3～4月</td> </tr> </tbody> </table>	前回の研修受講日	通知時期	自：平成 <u>26</u> 年10月1日 至：平成 <u>27</u> 年1月31日	<u>平成29</u> 年7～9月	自：平成 <u>27</u> 年2月1日 至：平成 <u>27</u> 年5月31日	<u>平成29</u> 年11～12月	自：平成 <u>27</u> 年6月1日	<u>平成30</u> 年3～4月
前回の研修受講日	通知時期																
自：平成 <u>28</u> 年10月1日 至：平成 <u>29</u> 年1月31日	<u>令和元</u> 年7～9月																
自：平成 <u>29</u> 年2月1日 至：平成 <u>29</u> 年5月31日	<u>令和元</u> 年11～12月																
自：平成 <u>29</u> 年6月1日	<u>令和2</u> 年3～4月																
前回の研修受講日	通知時期																
自：平成 <u>26</u> 年10月1日 至：平成 <u>27</u> 年1月31日	<u>平成29</u> 年7～9月																
自：平成 <u>27</u> 年2月1日 至：平成 <u>27</u> 年5月31日	<u>平成29</u> 年11～12月																
自：平成 <u>27</u> 年6月1日	<u>平成30</u> 年3～4月																

改正後			改正前		
至：平成29年 9月30日			至：平成27年 9月30日		
自：平成29年10月 1日		令和2年 7～9月	自：平成27年10月 1日		平成30年 7～9月
至：平成30年 1月31日			至：平成28年 1月31日		
<p>(注) 以降、同様に、上記の区分の期間（月間）ごとに定期的な研修を受講するよう通知する。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p>			<p>(注) 以降、同様に、上記の区分の期間（月間）ごとに定期的な研修を受講するよう通知する。</p> <p>(3)～(5) (同 左)</p>		
<p><b>第6 飲酒教育及び飲酒防止教育の充実等</b></p> <p>酒類業調整官等は、アルコール健康障害の防止を図る観点から、飲酒教育及び飲酒防止教育の充実等について、以下のとおり啓発等を行う。</p> <p><b>1 飲酒教育及び飲酒防止教育による啓発</b></p> <p>(1) 教育関係者と接触する機会等を活用して、<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止等（20歳以上の学生が対象の場合には適正飲酒も含める。）のための啓発に努める。</p> <p>(2) 社会人を対象として実施する各種説明会や税務関係民間団体等と接触する機会等を活用して、<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止及び適正飲酒等のための啓発に努める。</p> <p><b>2 関係行政機関等との連携</b></p> <p>(1) <u>20歳未満の者</u>の飲酒防止及び適正飲酒等に係る周知・啓発等の取組を効果的・効率的に実施するため、関係行政機関等との連絡、協調体制の充実に努める。</p>			<p><b>第6 飲酒教育及び飲酒防止教育の充実等</b></p> <p>酒類業調整官等は、アルコール健康障害の防止を図る観点から、飲酒教育及び飲酒防止教育の充実等について、以下のとおり啓発等を行う。</p> <p><b>1 飲酒教育及び飲酒防止教育による啓発</b></p> <p>(1) 教育関係者と接触する機会等を活用して、<u>未成年者</u>の飲酒防止等（20歳以上の学生が対象の場合には適正飲酒も含める。）のための啓発に努める。</p> <p>(2) 社会人を対象として実施する各種説明会や税務関係民間団体等と接触する機会等を活用して、<u>未成年者</u>の飲酒防止及び適正飲酒等のための啓発に努める。</p> <p><b>2 関係行政機関等との連携</b></p> <p>(1) <u>未成年者</u>の飲酒防止及び適正飲酒等に係る周知・啓発等の取組を効果的・効率的に実施するため、関係行政機関等との連絡、協調体制の充実に努める。</p>		



改正後	改正前
<p>(2) 都道府県レベルにおいては、酒類に係る社会的要請に係る関係行政機関等の連絡協議会を開催する等により情報交換を行うとともに、協調して<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止、適正飲酒等に係る周知・啓発、教育の充実に努める。</p> <p><b>第7 適正飲酒及び<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止の啓発等</b></p> <p>酒類業調整官等は、適正飲酒及び<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止の啓発等のため、以下のとおり指導を行う。</p> <p><b>1 小売業者に対する指導</b></p> <p>小売業者に対して、適正飲酒又は<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止を啓発するための店内放送及び店頭・売場等への表示等を行うよう指導する。</p> <p>また、小売業者が販売に使用する袋（いわゆるレジ袋）等に、適正飲酒、飲酒運転防止又は<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止のための啓発表示を行うことについて検討を求める。</p> <p><b>2 大学構内等の販売場に対する指導</b></p> <p>大学構内及び大学に隣接する場所に所在する販売場に対しては、<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止等の観点から、次の事項について指導する。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 店内放送等による啓発</p> <p>「<u>20歳未満の者</u>の飲酒は法律で禁止されています」「イッキ飲みは止めましょう」等の店内放送等を行う。</p>	<p>(2) 都道府県レベルにおいては、酒類に係る社会的要請に係る関係行政機関等の連絡協議会を開催する等により情報交換を行うとともに、協調して<u>未成年者</u>の飲酒防止、適正飲酒等に係る周知・啓発、教育の充実に努める。</p> <p><b>第7 適正飲酒及び<u>未成年者</u>の飲酒防止の啓発等</b></p> <p>酒類業調整官等は、適正飲酒及び<u>未成年者</u>の飲酒防止の啓発等のため、以下のとおり指導を行う。</p> <p><b>1 小売業者に対する指導</b></p> <p>小売業者に対して、適正飲酒又は<u>未成年者</u>の飲酒防止を啓発するための店内放送及び店頭・売場等への表示等を行うよう指導する。</p> <p>また、小売業者が販売に使用する袋（いわゆるレジ袋）等に、適正飲酒、飲酒運転防止又は<u>未成年者</u>の飲酒防止のための啓発表示を行うことについて検討を求める。</p> <p><b>2 大学構内等の販売場に対する指導</b></p> <p>大学構内及び大学に隣接する場所に所在する販売場に対しては、<u>未成年者</u>の飲酒防止等の観点から、次の事項について指導する。</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) 店内放送等による啓発</p> <p>「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されています」「イッキ飲みは止めましょう」等の店内放送等を行う。</p>